

取引とは？（役務通達）

◆役務通達1の(3)用語の解釈(続き:サ、タ)

- ・取引とは、**有償無償にかかわらず**、取引当事者**双方の合意**に基づくものをいい、提供することを**目的とする取引**とは、**特定国において又は特定国の非居住者**(特定類型に該当する者含む)に対して技術を提供することを内容とする取引をいう。
- ・提供とは、他者が利用できる状態にすることをいう。

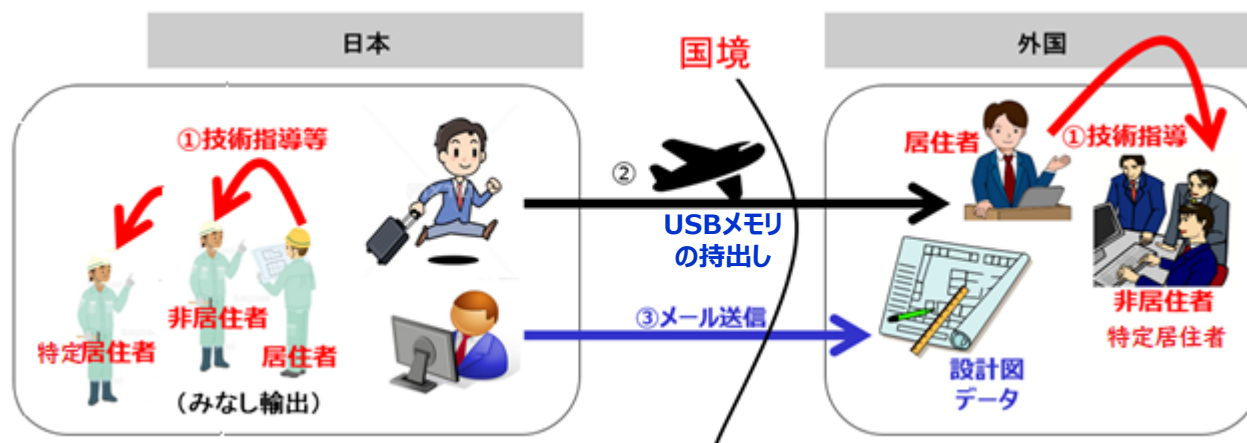
◆取引に該当しない行為

- ・**不特定多数の者が制限なく無償**で入手可能とする行為
- ・**盗難・事故等**で提供者の**合意がない**ままに技術の流出が起こる場合
- ・**自己使用目的**で技術を海外に持ち出す場合
- ・海外勤務のために、同一人物が**居住者から非居住者**になる場合

技術提供について

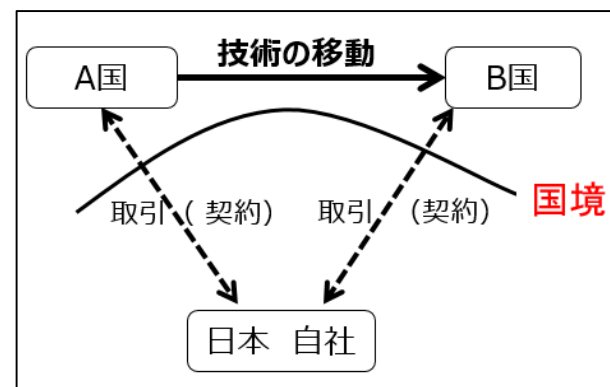
◆規制対象行為

- ①居住者から非居住者/特定類型居住者に対して技術を提供
- ② 技術を外国に持ち出す(持ち出すこと自体を規制)
- ③外国に向けて技術を提供(送信)する



④技術を外国(相互)間において提供

- * 仲介を行う者が居住者
(自社「国内」が商流の中で取引に関与)
- * 提供を受ける者が非居住者(外国間)



技術提供について

◆技術提供の対象を事例で考えてみる。

分類	主な内容	技術提供の形態
市場調査 販促 引合	会議や展示会等に参加(海外出張等) 客先訪問,問合せ等で技術的説明を実施 見積用に技術資料等を提供	プレゼンテーション、 口頭
受注 仕様確認 契約	(見積・承認用)仕様書・図面等を提供 仕様打合せ、会議等で技術を開示 ライセンス活動等における技術提供 試作品(貨物に内蔵された技術)の送付	(オンライン)会議、 打合せ パネル展示
購入 販売 委託(製造、 サービス)	海外拠点に図面・マニュアル等を送付 仕様打合せ、会議等で技術資料を開示 技術指導(技師派遣含む)の実施 インターネット(クラウド)等を介しての 技術提供	電子メール、FAX 紙バインダー、書類
工事/据付/調整 技術指導 保守/サービス	研修生の受け入れ 仲介取引(製造メーカー経由)	CD/DVD/USBメモリ
仲介貿易		インターネット/ クラウドサービス (サーバー経由の アクセス)
その他	PR・社内外の情報共有 ITサービス	

技術提供の対象(事例 ①)

◆こんな場合にも**安保管理(技術提供)**の対象となり、
社内手続きが必要となります！！



技術書類をe-mailやFAXで海外に送付する

設計図などの技術書類を海外の取引先に送付する場合も、「技術提供」の対象です。e-mailやFAXで送信する時も同じです。



自社の**海外駐在員**が日本に出張してきたので、本社で技術に関する打ち合わせを行う

海外駐在員は「**非居住者**」となりますので、技術に関する本社社員との打合せは「技術提供」となります。**メール、オンライン**による打合せの場合も同様です。

ポイント

◆**外為令で規制されない技術** (管理の対象外)
(貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報でない)

- * 設計会議の開催メール
- * 共同研究の契約書
- * 会社紹介パンフレット等

◆**許可不要の技術提供** (特例)

- * 公知の技術

技術提供の対象(事例②)



海外出張に技術資料を持って行く。(ハンドキャリー)

ハンドキャリーで持参するものについては、**個人使用(限定)**であれば取引の**対象外**となります。しかし、少しでも提供する可能性がある場合は事前の確認が必要となります。



海外で開催される展示会に書類を送付する。 国際会議に参加する。

展示会に技術資料を送付する場合は、「技術提供」となります。また、国内からも**オンライン会議**に参加して発表する場合は、「技術提供」となります。

ポイント

◆取引に該当しない行為

- * 不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とする行為
(誰もが無制限に参加できる展示会、国際会議等)
- * 自己使用目的で技術を海外に持ち出す場合
- * 海外勤務のために、同一人物が居住者から非居住者になる場合

◆許可不要の技術提供(特例)

- * 公知の技術

技術提供の対象(事例 ③)



海外に技術者を派遣して、現地のA国でトレーニングを行う。

自社が出張しなくても、**契約上の行為**として技術者を派遣して、現地でトレーニング等を行う場合は、技術支援（技術提供）の管理対象となります。

日本国内で海外取引先の研修生を受入れる場合も同様です。



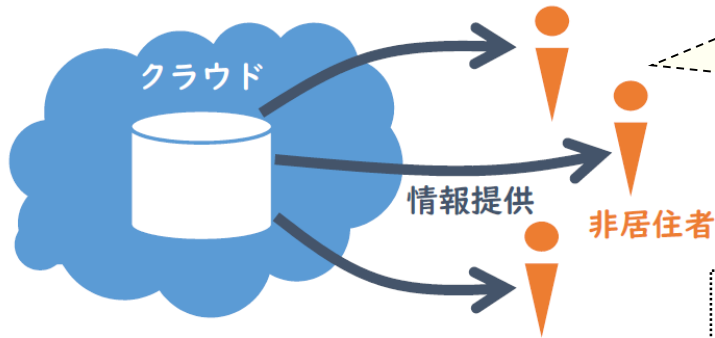
現地での不具合対応や保守・点検作業等のためマニュアル、図面等を送付する。

いったん輸出された製品であっても、修理や保守・点検作業等のために海外へ技術資料を送付することは、「技術提供」となります。

ポイント

- ・研修生を受入れる**契約**を海外の取引先A社とした場合は、**非居住者であるA社**への技術提供となります。（研修場所が日本、海外の何れでも提供先はA社です）
- ・技術提供においては、何を、いつ、誰に、どのような形態（国際郵便、電子メールなど）で行われたかを記録し、部内で管理、保管することが重要です。
例えば、①技術提供履歴管理台帳（リスト）などを作成して残す。
②電子メールを利用した技術提供管理を行う。
③部門サーバーを活用した技術提供管理を行う。

技術提供の対象(事例④) クラウドコンピューティングサービス



海外顧客向けに**クラウド**を利用したサービスを開始する

クラウドから「**非居住者**」向けに情報を発信する場合も「**技術提供**」の対象となる場合があります。

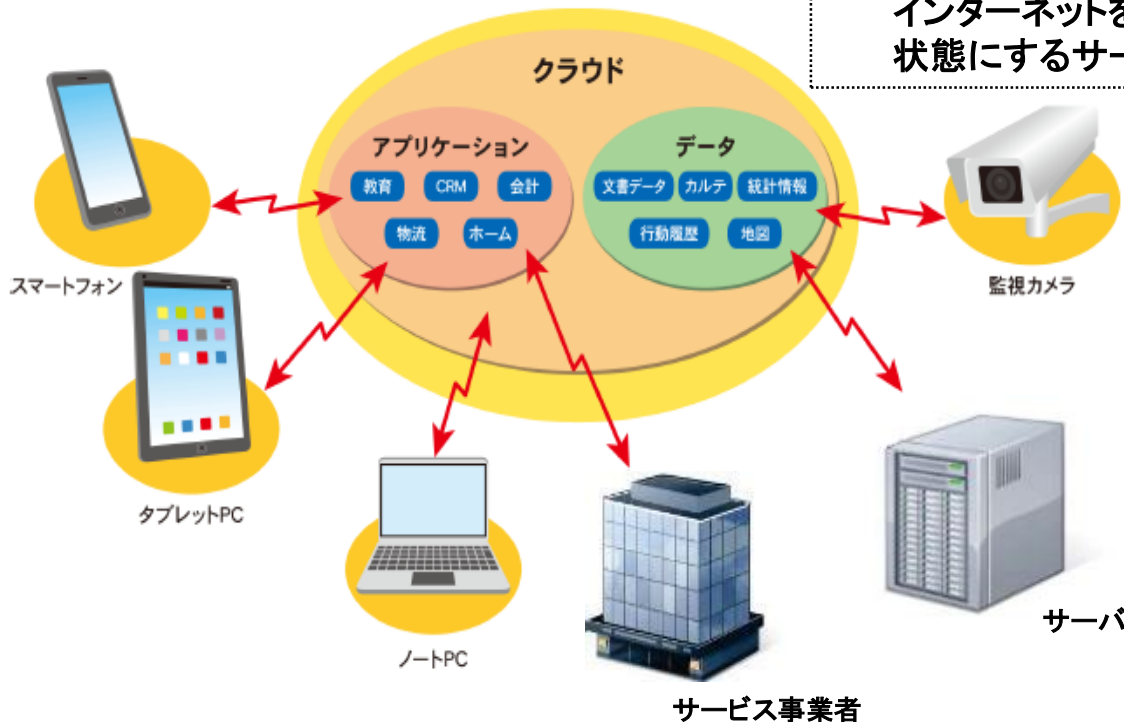
役務通達による解釈(別紙1-2)

(1) ストレージサービス

情報を保管し利用するためのサーバーを提供するサービス

(2) SaaS(=Software as a Service)

サーバー上に存在するプログラム(アプリケーションソフトウェア等)を、インターネットを介して、他者がダウンロードすることなく利用できる状態にするサービス



クラウドのオーナー、情報管理者は認識が必要
(輸出管理上の対象として)